

第2部 因往推来「AIと税」



森信茂樹

東京大学大学院教授、東京財団上
席研究員

1978年京都大学法学部卒業後、大蔵
省入省、98年主税局総務課長、99年
大阪大学法学部研究科教授、2003年東
京財団長、04年プリンストン大学で
教授をとり、06年財務総合政策研究
所長等を歴任。2010～12年政
府税制調査会専門委員会特別委員。

AI時代の税制を 考える

I AIの発達とベーシックインカム

今回の総選挙で、希望の党はベーシックインカムの導入を公約に掲げた。これまでも小さな政党がベーシックインカムを公約にしたことはあったが、政権選択を迫る政党が公約するというのには、驚かされた。もっともその後の党首討論などで、アイデアだけで具体案やそれに向けての課題など何も示されず、中身の無い公約であることがわかったのだが。

ベーシックインカムとは、国家が無条件に、つまり勤労や所得・資産の多寡にかかわらず、最低限の生活を保障するための給付を行う制度である。無条件に、という点で、生活保護や勤労税額控除（給付付き税額控除）とは哲学が全く異なるものである。

これまで共産主義・普遍主義を主張する勢力から提案されてきた思想であるが、最

近では、小さな政府を実現しようというリベタリアンや新自由主義者から、社会保障制度のスリム化と合わせて主張する者が出てきた。

その流れで、シリコンバレーの成功したIT起業家たちが、ベーシックインカムの導入を語り始めている。例えばテスラのCEOイーロン・マスク氏やフェイスブック創業者のザッカーバーグ氏などだ。なぜ彼らがそのような発言をするのかといえ、AIの持続的発達のために必要という論理だ。

AIの発達は経済に飛躍的な発達をもたらすと考えがちだが、本当にそうなるためには、発達したAIを利用する購買力・需要が必要だ。しかし、AIの発達により、半数近くの労働者が失業したり低賃金であえいでいけば、恒常的な購買力は期待できない。

つまり、AIの活用により供給面で生産性が飛躍的に向上しても、それを消費する

需要がなければ経済・社会は成り立たないのである。この現実にはIT起業家たちが気づき始めたことが、彼らがベーシックインカムを提唱する理由のようだ。

筆者には、失業者の所得は国家が保障・給付すればいい、という虫のいい提言のように思える。また、米国IT企業といえば、ダブルアイリッシュ・ダッチサンドウィッチスキームにみられるように、巧妙なタックスプランニングにより国際的租税回避を大規模に行い、国家に税金を納めないことで有名だ。まずは彼らが、きちんと税金を納めた上で提言すべきではないか。

ベーシックインカムには、2つの大きな問題がある。1つは勤労モラルの問題である。とりわけ日本人は、勤労は自己実現の場という意識が強く、金だけもらって後はボランティアというわけにはいかない。また、最低限の生活が保障されるのであれば、3K（汚い、きつい、危険）と呼ばれるような仕事には誰もつかなくなる。ストレスの多いコールセンターの仕事など皆が敬遠すれば、企業は高賃金で雇わなければならなくなる。

もう1つは財源の問題である。万人があくせく働かなくても生活できる費用が1人当たり年間120万(月10万円)とするならば、わが国では140兆円もの財源が必要になる。社会保障費の一部が不要になるとしても、そんな巨額の財源(現在のわが国の税収は57兆円)をどこからどうやって調達するのだろうか。ちなみにわが国でベーシックインカムを選挙公約した希望の党は、大企業への留保金課税を主張しているが、桁が2つ3つ異なる話である。

II 所得から消費(付加価値)へ

AI時代の税制を考えるにあたっては、AI時代がどのような経済社会なのかを予測することが必要だ。その上で、そこに生じている問題をあらかじめ議論しておく必要がある。

まず考えられるのは、AIを使いこなす人と職を失う人との間に、大規模の所得格差・資産格差が生じていることが予測される。これを税制でどう対応するのか。

税制の原則は、公平・中立(効率)・簡素の3つである。また課税ベースは、所得・消費・資産の3つである。このような条件の下で、AIの発達を阻害しないようにしつつ、財源の確保と格差の是正を同時に達成するような税制を考えていく必要がある。

答えは容易ではないが、AIで成功した個人・法人の所得への課税の強化では、グローバル経済・デジタル経済の下で、容易にタックスヘイブンに移転する租税回避が可能となり実効性は薄い。すでに、米国のIT企業や富裕層が、さまざまなスキームを構築し租税回避を行っていることは、後述するBEPSやパナマ文書で明らかになったところである。

そこで、AIから生み出す付加価値、つまり消費に注目し何らかの課税を行うこと、そして、その税収を教育投資に活用したり所得再分配の財源にしていくことが考えられる。

付加価値は、消費(C)=所得(Y)-貯蓄(S)=賃金(W)+利子(R)+利潤(P)-設備投資(I)と表される。消費(C)に対して課税するのは「VAT」(付加価値税、わが国の消費税)

と「小売売上税」(米国やカナダの州税)である。所得(Y)-貯蓄(S)を課税ベースとする税制は「支出税」、消費を付加価値の要素に分解して課税するのは「加算型付加価値税」と、課税の方法も同様である。

選択肢を広げるという意味でも、消費(付加価値)に課税ベースをシフトしていくことが有益だ。

III OECD・BEPSの議論

OECDはG8の要請を受けて、特許権、商標権などの無形資産をタックスヘイブンに移す国際的租税回避に対抗するため、2012年にBEPS(税源浸食と利益移転)プ

ロジェクトを立ち上げ、15年に最終報告書を公表した。その中で、デジタル経済への税制の対応として、図表の3つのオプションが掲載され、今後2020年の報告書作成に向けて議論が進んでいくものと考えられる。

オプションの具体的内容の議論は始まったばかりであるが、いずれもこれまでに経験したことのない税制の構築に向けて議論が続く。

一方EUでは、フランスとドイツの共同主導の下で、法人税の課税ベースを統一する作業と並行して、FANG(Facebook, Amazon.com, Netflix, GoogleなどのIT企業)への課税が短期的な対応と中長期的な対応とに分けて議論されている。これは

【図表】検討されたオプションとその問題点

<p>1. Significant Economic Presenceに基づく課税</p> <p><概要></p> <p>○ 従来のPE概念が源泉地国に物理的なネクサスを求めているのに対し、源泉地国に十分な電子的なネクサス(例:ローカルのドメイン名、収集されたデータ量等)があり、一定の売上額をあげていれば、Significant Economic Presenceを有すると認定し、従来のPEと同様に、Significant Economic Presenceに帰属する所得に対して課税する。</p> <p><問題点></p> <p>○ Significant Economic Presenceの認定要件の設定が困難。</p> <p>○ Significant Economic Presenceに帰属する所得の算定が困難。</p> <p>2. 電子商取引に対する源泉徴収</p> <p><概要></p> <p>○ 国外からオンラインで提供される物品又は役務について、国外提供者への課税として、対価の支払に源泉徴収を行う。</p> <p><問題点></p> <p>○ 源泉徴収の対象範囲の設定が困難。</p> <p>○ B2C取引において、消費者に源泉徴収義務を課すことが困難。</p> <p>○ GATTの内国民待遇義務に抵触するおそれ。</p> <p>3. 平衡税(equalisation levy)の導入</p> <p><概要></p> <p>○ 国内事業者には課税されているにもかかわらず、国外事業者には課税されない(さらに、居住地国でも課税されないこともある)といった課税上の不公平を是正するために、平衡税を課す。</p> <p><問題点></p> <p>○ 平衡税の対象範囲の設定が困難。</p> <p>○ GATTの内国民待遇義務に抵触するおそれ。</p> <p>○ 源泉地国の平衡税と居住地国の法人税の二重課税が生じるおそれ。</p>
--

(出所) 政府税制調査会資料

OECD・BEPSでの検討を促進することをねらったものでもある。

筆者は、AI時代の税制として、AIが生み出す付加価値の源である無形資産に注目することが重要だと考えている。AIを活用して新たなサービスや製品が生み出されるが、それらのもとには、特許権・著作権・商標・ノウハウなどの無形資産である。

したがってここに課税することが考えられるが、その場合、無形資産の評価をどうするのか、どの時点で、誰を納税義務者として課税するのか等の問題がある。BEPS行動8にいう「無形資産の移転及び使用に関する利益の価値創造に沿った配分」の合意も必要となる。

IV カギを握るビッグデータ

さらに突き詰めて考えていくと、無形資産を生み出すデータベース、つまりビッグデータそのものをメルクマールとした課税も考えられる。

いずれにしても、「集積された顧客の個人データ（ビッグデータ）をSignificant Economic Presenceとして課税の根拠（新たなPE）にしてはどうか」という議論は今後の課税を考える上での重要なヒントを与えてくれる。これをどう現実の税制につなげていくのが課題である。

データ・エコノミーの下では、ビッグデータを持つ者が経済の覇権を握る。価値を

生み出すのは特許権や商標権、ビジネスモデルなどの無形資産であり、その根源をたどっていくとビッグデータに行きつく。ここに何らかの課税の結節点や課税の根拠を認めつつ、所得課税から消費課税・売上税へ、さらには資産課税へと多角的な視点から検討していくことが必要ではないか。

筆者はさらに、AIという無形資産に国が直接持分（Ownership）を持つ方法も検討の価値があると考えている。

例えば国が補助して進められているAI関連の研究が成功した場合、それが生み出す無形資産に対する持分を確定しロイヤルティを得るという方法である。国が持分を持てば、AIが生み出す付加価値を、持分割合に応じて国の財源とすることができる。国境を越えてタックスヘイブンに移転されても、資産からの収入はロイヤルティとして入ってくる。

すでにイスラエルが同じような制度を導入している（詳しくは、森信編著『税と社会保障でニッポンをどう再生するか』（日本実業出版社、2016年）を参照）。これは、資本主義社会が発達すると共産主義社会に行きつくことを示しているともいえようか。ベーシックインカムはその萌芽かもしれない。

AIの発達でもたらされる未来をデストピアにしないために、どのような税制を構築していくべきなのか、未知の世界が目の前に広がっていることだけは確かだ。